

■研究の目的：国及び地方自治体政策及び社会的諸活動の全過程における住民参加・市民参加は、1960年代後半から各国での重要な関心事として追究されてきた。本研究はそれらを背景に展開されてきたイギリスの公営住宅の住居管理における借家人の参加（Tenant Participation）に関するもので、本報告ではまず住民参加の到達点について述べる。

■研究方法：資料収集及び関係機関・住民団体へのヒアリングによる。

■研究結果：1980年代以降公営住宅解体政策が進んだとはいえ、イギリスにおける公営住宅のストックは大きい。しかし管理状態は必ずしもよいわけではなく、1950年代になると住民の不満が非常に高まった。その内容は1)建物・設備の老朽化や湿気問題と未修繕、2)高齢者住宅問題やホームレス、外国人等の増加に伴う住宅割当て、3)子どもの非行問題、4)家賃問題である。これに対して1959年には中央住宅勧告委員会が家主である地方自治体と借家人との関係改善の勧告を出している。本格的に住民参加が検討されるのは60年代後半から70年代にかけてである。この期間には様々な住民の運動が発展し、他方国・地方自治体も住居管理における住民参加制度を模索始める。これらは1980年住居法の借家人憲章の中に借家人の権利として盛り込まれた。その後は国の事業（PEP）と平行して、地方自治体の住宅政策の分権化システムを採用する自治体が増え、住居管理においてより直接的でより権限をもった住民参加制度が実施されてきている。管理に関する住民参加には6段階があるとされているが、現状で最も進んだ形態は、1団地の修繕関係予算を住民に委ねたものである。これらを援助する機関（例えばTPAS）も整備されてきている。